

# 法人なかま

2026.March

3

No.601

- 01 研修カレンダー  
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ  
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ  
マイページ（会員情報）  
利用開始のご案内
- 05 法人会の新入社員・若手社員研修
- 06 税務署からのお知らせ  
ダイレクト納付（e-Taxによる  
口座振替）とは…
- 07 令和8年度 税制改正大綱  
－法人会の税制改正提言－
- 09 神田わが街  
有限会社文泉堂  
代表取締役社長 渡邊 隆 氏
- 11 食いしん坊手帖  
シャン・ドゥ・ソレイユ
- 13 コラム  
【景況感に関するアンケート（12  
月期）・調査結果】  
～「業況良い」が上昇するも、  
業種により明暗～
- 15 鈴木涼介税理士事務所  
税理士からのアドバイス
- 16 コラム  
歳川 隆雄 レポート
- 17 INFORMATION  
令和8年度 税法実務研修会  
開催予定表



 公益社団法人 神田法人会




神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

# 「法人なかま」3月号

## 研修カレンダー

3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
<b>● 地区別税務研修会</b> (集合型形式) テーマ ・ 国税庁ホームページの活用について ～相談が多い事例を踏まえながら～ ・ 印紙税の基礎																																	
		地区別 税務研修会 10 地区 11 地区 日時：令和8年3月9日(月) 午前10時30分～正午 会場：神田法人会 2階セミナールーム 講師：神田税務署法人課税部門担当官																															
<b>● デジタル委員会セミナー</b> (集合&オンライン形式) テーマ まちの新たなインフラとなるために 「LUUP」が目指す未来	 																																
		デジタル 委員会 セミナー 日時：令和8年3月11日(水) 午後5時～6時30分 会場：神田法人会 2階セミナールーム 講師：株式会社 Luup 代表取締役 CEO 岡井 大輝 氏																															

## 税の暦 3月の税務



- 3月10日
  - 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月16日
  - 2 前年分贈与税の申告  
申告期間…2月2日から3月16日まで
  - 3 前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月16日から3月16日まで
  - 4 所得税確定損失申告書の提出
  - 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
  - 6 確定申告税額の延納の届出書の提出  
延納期限…6月1日
- 7 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 3月31日
  - 9 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
  - 10 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(・法人事業所税)・法人住民税)
  - 11 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 12 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 13 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 14 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 15 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

申告納税は



公益社団法人 神田法人会



# メールアドレス登録 お願いします！



## メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の「**税務講習**」「**講演会**」「**お得なイベント**」の案内がメールで届くようになります。参加申込もリンクのフォームから簡単に行うことができます！
- **マイページ**の利用と合わせると、会や会員同士での交流がより向上します（詳しくは右頁を参考）！

※将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、各種お知らせの効率化と紙削減につながり、SDGsの取り組みに貢献することになります。

## 登録は簡単！

### スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、  
入力フォームから  
ご登録ください



登録URL  
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

### ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ  
のバナーからアクセスし、  
入力フォームから  
ご登録ください



### FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします  
(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、- (ハイフン)と\_ (アンダーバー)等)

記入例

オーアンダーバー    イチゼロナナ    エルハイフン  
o\_ sato 107 @ l- kanda.co.jp



#### ご注意事項

- ドメイン (kanda-hojinkai.com) 受信拒否設定解除をお願いいたします。
- メールアドレス転記ミス为了避免のため、できるだけスマートフォン、ホームページからのご登録をお願いいたします。

#### ◆取得したメールアドレスの取り扱いについて◆

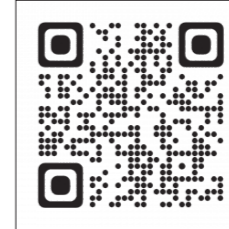
- ・登録いただいたメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

## マイページ（会員情報）利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

### ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載！
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能！
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能！
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能！

### ご利用条件

**メールアドレスの登録が必須となります。**

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

### 運用開始

2024年2月1日

### ログイン方法

#### ① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

#### ② マイページへログイン

上段：会員番号またはメールアドレス

下段：パスワード

ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。

アドレス登録申請を頂きましてから  
ご利用が可能になるまでに  
概ね1週間程度お時間を頂いております。

## 会員番号変更のお知らせ

マイページ（会員情報）運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 ~~012~~-012345 ⇒ 【新会員番号】 **1**012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。  
是非、ご登録をお願いします。

令和8年度

# 法人会の新入社員・若手社員研修 ～社会人基礎力向上で実践力を磨く2日間～



上司・先輩やお客様から、「仕事を任せたい」、「一緒に仕事がしたい」と思ってもらえる新入社員・若手社員を育てる！

「仕事を任せたい」「一緒に仕事がしたい」「指導してあげたい」と思ってもらえるような新入社員・若手社員を送り出すべく、2日間を通して意識改革と行動変容を促します。学生から社会人に移行する際の環境変化や社会人としての更なるステップアップに適応し、スムーズに一步を踏み出せるよう、社会人として基本的な心構え、ビジネスマナー、仕事の進め方の基本姿勢を実践レベルで習得します。「わかった」で終わらせないために、随時ワークで実践の場を設け、「できるようになった」を目指します。講義はシンプルに、ディスカッション、ケースワーク、ミニロールプレイ等々、皆さん自身で考えてチャレンジすることにより多くの時間を割きます。

## 目指す姿

上司・先輩やお客様から、「仕事を任せたい」、「一緒に仕事がしたい」と思ってもらえる人になる！

- 自ら進んで……
- 気持ちの良い挨拶ができる
- お礼や感謝の気持ちを伝えることができる
- 時間厳守で行動できる
- 話をよく聴き反応を返すことができる
- 分からないことは質問できる
- 聞かれる前に、進捗報告や相談ができる
- 間違いを恐れず発言できる
- メンバーと協力できる

## 1日目プログラム

### 【社会人としてのビジネスマナー】

- なぜビジネスマナーを学ぶのか？
- 自分の印象を管理する
  - 表情、身だしなみ、アイコンタクト
  - 非言語コミュニケーションの重要性
- ビジネス基本動作とマインド
  - 基本姿勢、挨拶、名刺交換
- ビジネスでの話し方、言葉遣い
  - 敬語、クッション用語
  - 電話対応
  - メール、文書の基本
- 【実践ロールプレイ】
- 訪問来客のマナー
- ビジネス場面で信頼感を与える挨拶
- 【1日目のまとめ】
- 気づきの整理

## 2日目プログラム

### 【社会人としての意識を言語化する】

- 社会人らしい行動、社会人らしくない行動
- 社会人に求められる心構え
- 6つのビジネス意識、PDCA
- 【職場のコミュニケーション】
- 組織における自身の役割理解
- 指示の受け方と心構え
- 報告、連絡、相談の重要性
- 【仕事を進めていくための基本姿勢】
- 体験実習
- 振り返り
- 学びの整理
- 【2日間のまとめ】
- 研修の整理/アクションプラン
- 1年後の「自分への手紙」
- 決意表明

## 研修のねらい

- 1 社会人に求められる心構えと、ビジネス意識を身につける
- 2 社会人として信頼されるビジネスマナーの必要性を理解し、基本動作を習得する
- 3 コミュニケーションのあり方、指示の受け方、報告・相談のポイントを学ぶ
- 4 仕事におけるチームワークの重要性を理解する
- 5 主体性を発揮しながら仕事を進めていくための基本姿勢・マインドを醸成する

## 参加者の声

研修を受け、何度も練習したことにより自信を持って行動することができる。特に電話対応は大きく改善することができた。  
ビジネスマナーの実践やロールプレイ、グループワーク等を通じて求められる社会人を明確にイメージできた。

## フォローのお願い

職場の上司や人事担当者からも継続的にフォローいただけるよう、研修後、「今後の目標とアクションプランシート」、「1年後の自分への手紙」を会社へ提出するようお願いしています。  
また、参加いただいた皆様全体に対して、および職場の方に向けた講師所感もお出ししています。職場での育成にぜひご活用ください。



お申込みはこちらからでもできます！▶

日時	令和8年4月2日(木)～3日(金)【2日間コース】 午前9時30分～午後5時まで(受付は午前9時から)
会場	神田法人会2階セミナールーム
講師	株式会社日本ODコンサルタンツ 教育トレーナー
会費	会員 15,400円/人(税込) 非会員 19,800円/人(税込)

下記お振込先へ3月末までにお振込をお願い致します。  
三菱UFJ銀行神保町支店  
普通預金 店番 013 口座番号 1933858  
口座名 公益社団法人神田法人会  
※振込手数料は各自ご負担ください。

定員	60名様まで
申込期日	3月9日(月)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <b>step 1</b><br>神田法人会HP<br>事業・研修のご案内の<br>予定一覧を確認 | <b>step 2</b><br>一覧の中にある<br>「法人会の<br>新入社員研修」を選択 | <b>step 3</b><br>案内ページ下部の<br>お申込フォームより<br>必要事項を入力しお申込 | <b>step 4</b><br>自動返信の<br>メールが届けば<br>お申込完了となります |
|---|---|---|---|

## お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

### ■お申込に関して

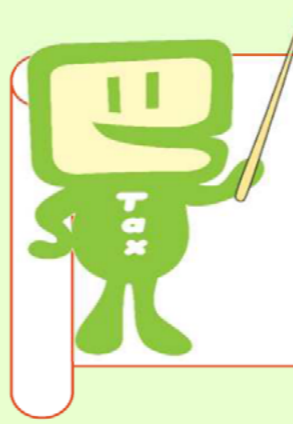
- 1 お申込代表者様(人事ご担当者様等)が取りまとめの上お申込ください。
- 2 人数の変更・キャンセルについては申込締切日までにご連絡をお願い致します。

### ■受講料に関して

- 1 本研修は2日間のセット料金になりますので、どちらか1日だけの参加の場合でも表記金額通りの請求となります。
- 2 インボイスについては領収書にて対応をさせていただきます。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで

# 税務署からのお知らせ



ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)とは…

e-Taxを利用して納税者名義の預貯金口座から、

口座引落としにより国税を納付する方法です。

**簡単**

自動ダイレクトを利用すると、ワンクリックで納付手続きができる♪

**便利**

自宅やオフィスから納付ができる♪ 早朝、深夜、土日祝でも納付手続きができる♪

ダイレクト納付ご利用までの流れ

詳しくご利用方法は  
こちらをご覧ください



e-Taxによるキャッシュレス納付  
の利便性を体験できます！



## 事前準備(初回のみ)

### ①e-Tax開始届出書の提出



### ②ダイレクト納付届出書の提出



※ 個人の方はe-Taxにより提出することができます。

### ③登録完了!



※ 提出の約1か月後(e-Taxにより提出した場合は約1週間後)、ダイレクト納付が利用できるようになります。

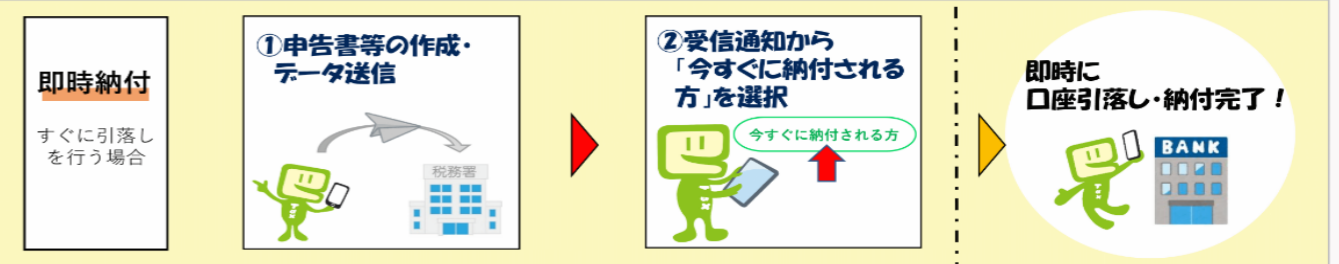
登録が完了したら、ダイレクト納付を利用することができます。  
※ダイレクト納付の登録だけでは納付は完了していません。  
納付を行うためには別途納付手続(納付指図)が必要です。

## 納付方法

申告手続

納付手続

口座引落とし



# 令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

## 中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### ■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

### ■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

### ■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日までで廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

## 所得税・住民税関係

### ■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除  
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件  
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除  
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除  
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

### ■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

#### ①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

#### ②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

#### ③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

### ■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

### ■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業者を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

### ■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

### ■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

### ■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

### ■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

### ■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

## 相続税・贈与税関係

### ■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱い延長せず終了することとなります。

### ■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

## 資産税関係

### ■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

## 消費税関係

### ■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止  
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入  
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を受取る場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度  
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

### ■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例  
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置  
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入  
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## その他

### ■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

### ■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

### ■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

### ■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



昨年、神田法人会第九地区長に就任された渡邊隆さん

会員企業訪問シリーズ  
**神田わが街**

第36回

**有限会社文泉堂**

神田和泉町に拠点を構える文泉堂は、昭和27年5月に文具卸問屋として創業した。町の小売店や納品業者を主な取引先とし、ノートや伝票などの文具から、机・テーブルといったオフィス什器まで幅広く扱ってきた。最盛期には家族と従業員、パートを含め10人規模で事業を展開し、周辺に倉庫を借りながら業務を回していたが、文具流通を取り巻く環境の変化とともに規模を調整。現在は少人数体制で、取引先との関係を維持しながら、卸売業を継続している。

企業データ

●東京都千代田区神田和泉町1-10-7  
TEL 03-3862-7381

2026年3月現在



**和泉町100年、  
変わる商流と変わらぬ役目**

**秋葉原の隣で、  
仕事を支える町の風景**

神田和泉町は、秋葉原駅の東側に隣接するこぢんまりとした町である。江戸時代、この地には津藩藤堂家の屋敷が置かれ、藩主が名乗った官職「和泉守」から町名が生まれた。戦後は印刷・出版関連の企業が集積し、和泉町から台東区にかけて広がるエリアに、凸版印刷の本社・工場・関連施設が展開され、地域の産業基盤を形づくってきた。現在、町の存在感を最も示しているのは三井記念病院で、通院者と医療関係者の往来が日常の風景をつくっている。賑やかな秋葉原と目と鼻の先にありながら、和泉町は観光地化せず、働く場としての役割を保ち続けてきた。町の実務を静かに支えてきた土地である。文具卸問屋は派手な商売ではない。だが、日々の業務に必要な文具や什器の供給は、卸の仕事によって支えられている。渡邊隆さんは、その役割を家業として引き受けてきた三代目である。「生まれも育ちも、神田和泉町です。母が1階に住んでいて、私は2階ですわね」。そう語る口ぶりに、この町で積み重ねてきた時間の長さにじむ。

昭和39年12月生まれ。佐久間小学校（現・和泉小学校）、練成中学校（現・神田一橋中学校）を卒業した生粋の神田っ子である。その後、名門日比谷高校から日本大学法学部に進んだ。大学1年目は大宮へ通ったが、2年からは水道橋のキャンパスへ。大宮時代の1年間を除けば、人生のほとんどを神田から5km圏内で過ごしてきた。大学卒業後は一転、大阪の文具問屋大手の門を叩いた。ここで3年間勤め、卸売の現場感覚を体に入れたうえで、26歳で文泉堂へ戻ってきた。「修業みたいなものです。卸の段取りを一通りやらせてもらいました」と振り返る。外で学んで戻るといふ道筋は、問屋の世界では珍しくない。だが、戻ってきた先が、縮小へ向かう業界であることを、当時どれほど実感していたかは分からない。文泉堂の来歴は、神田周辺に根を張る文具商と深く結びついている。初代・渡邊伊勢雄氏は東神田の文具小売店「大坂屋」から独立して店を構えた。初代に子がなかったため、妻の妹夫婦が養子に入り、事業を継承。渡邊さんの父は旧姓を改め、渡邊姓となった。家族の関係は少し複雑だが、商いの系譜としては一



創業時から使っている棚にはノート類が整然と積み重ねられていた

本の筋が通っている。さらに、父が勤めていた先は、佐久間町の大きな問屋「山田屋」だった。山田屋の社長夫人が大坂屋の長女という親族のつながりもあり、「山田屋さんはうちよりもはるかに規模が大きく、社員も多い時は20人以上いたと思います。うちはその扱わないメーカーを扱うなどして、互いに融通し合っていました」と語る。問屋同士が競争だけでなく補完で成り立っていた、古き良き時代の面影である。文泉堂の仕事は、町の小売店への卸、そして会社や学校へ納品する業者への供給が中心だ。最盛期には家族と従業員、パートを含め10人ほどで現場を回っていた。倉庫も周辺で借り、扱う量も現在とは比べものにならないほど多かった。しかし、文具卸の商いは、街に存在する小売店や納品業者の数に直結する。その数が減れば、自ずと仕事の規模も縮む。渡邊さんが語る「縮小」は、個人の努力とは別の次元で進んできた、街全体の構造変化を鏡のように映し出している。

**コクヨ8割の時代から、  
通販の時代へ**

文泉堂の取扱商品は幅広い。ノートや伝票、ファイルなどの文具一般に加え、机やテーブルなどの什器まで及ぶ。仕事の流れは明快だ。注文を受け、発注し、伝票を切り、商品を揃え、発送する。来店客があれば対応する。地味だが、ひとつひとつの段取りの積み重ねである。かつて、その段取りは「量」によって回っていた。象徴的なのがコクヨとの関係だ。「コクヨの代理店になったのは40年くらい前。あの頃は良かったですよ。全国の販売実績で表彰されて、一番上のランクまでいった時もあるんです。当時は売上上の8割ほどがコクヨ製品だった。ノート、伝票、ファイル、ハサミ、そしてオフィス什器。メーカーの看板と卸の機動力が噛み合い、仕事の忙しさは確かな手応えとしてあった。しかし、アスクルやカウネット、そしてAmazonといった通販が普及すると、町の文房具店は急速に姿を消していった。「小売店が減ると、問屋も売上が落ちる。加えて若い人が育たないこともあって、その代で辞めてしまう同業者が多いですね」。メーカーが直販に乗り出した影響も無視できない。コクヨも通販部門を立ち上げたが、文泉堂はそこに関わらなかった。「メーカーが直

接ユーザーまで行っちゃると、メーカー・卸・小売の3段階のうち、後ろ2つが抜けちゃいますもんね」。業界によってはメーカー直販がタブーとされるケースもあるが、文具業界ではその棲み分けが崩れるのも、構造変化が起きるのも早かった。現在の売上はピーク時の半分以下、体感では「3割くらいかもしれない」。取引先も「閉めていくお客さんがほとんど」だという。かつては茨城、神奈川、千葉など関東一円から注文が届いたが、今は「ほとんど東京」。自社での配達も止め、基本は発送中心に切り替えた。「昔の父は忙しかったですよ。夕方から配達に出て、よく夜中に帰ってきました。今じゃ考えられないですけど」。量が消えれば、当然、人も消える。現在の文泉堂は渡邊さんと弟の2人だけ。人件費は抑えられるが、業界全体が萎む中で、かつての規模を取り戻す道筋は見えない。

**町会100周年と「影祭り」  
——つなぐ役割は、商いと同じ**

文泉堂が担ってきたのは、薄利多売の「仲間卸」だった。「小売店に6掛けで卸すとしたら、その中間の5.5掛けみたいな感じで仕入れて、量で回していました。でも、多売がなくなって、薄利で『少』になってしまいました」。卸の論理が成立しにくくなった今、残されているのは現状を維持するための工夫と粘りである。それは派手な戦略ではない。現場を知る者にしか続けられない、泥臭い継続だ。2025年5月、長年共存してきた同業の山田屋が廃業し、その顧客の一部が文泉堂に流れてきた。「うちとしては新規のお客さんなので、忙しくなりました」。縮小する業界にあっても、長年築いてきた信頼と取引関係があれば、商いは続けられる。そのことを証明する出来事だった。将来について、渡邊さんは楽観的な言葉を並べない。だが同時に、悲観に暮れる様子もない。「元気なうちはやろうと思っています」。この一言に、現実を冷徹に見据えた覚悟と、それでも仕事を手放さない意志が滲む。2024年12月には、かつて倉庫として使っていた土地を売却し、借入の整理を進めた。規模を縮め、身の丈に合わせる。その冷徹な判断もまた、暖簾を守り続けるための切実な選択である。町会活動においても、同じ姿勢を貫いている。本年3月28日に明神会館で開催予定の町会100周年の式典準備や青少年部が主催する「かげ祭り」（かつて青少年部長・かげ祭り実

行委員長として携わる。また2019年には本祭の祭典実行委員長も務めた）の差配など、表舞台を支える実務を引き受けてきた。商いも町会も、求められるのは同じ役割だ。前に出て氣勢を上げるのではなく、間に入って物事を繋ぐこと。プレイヤーが減り、規模が小さくなくても、そこに人の往来があり、必要とする人がいる限り、仕事は存在する。「メーカーは生き残るでしょう。でも、卸がなくなるとも思えない。ないと困る人もいますよね」。その「困る人」のために、文泉堂のシャッターは今日も上がる。最近の楽しみは、日本ハムファイターズの試合を見ることだという。勝ち負けの派手さよりも、試合を壊さず、淡々と回を重ねていくプロの仕事。それは、渡邊さんが日々向き合っている文具卸の矜持と、どこか重なって見える。和泉町という静かな街の一角で、文泉堂は今日も、目立たず、途切れず、都市の実務を支え続けている。

レポート◎山根和明（広報委員会）

**有限会社文泉堂**

代表取締役社長

**渡邊 隆**（わたなべ たかし）

- 1964年12月 東京都千代田区生まれ
- 1983年3月 東京都立日比谷高等学校卒業
- 1988年3月 日本大学法学部卒業
- 1988年4月 大阪の文具卸問屋に入社
- 1990年4月 有限会社文泉堂入社
- 2022年4月 有限会社文泉堂 代表取締役社長就任
- 神田法人会第九地区長、和泉町町会総務部長



令和版

# 食いしん坊手帖

Vol.36

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



ムール貝の白ワイン蒸し。岩手県山田町から届く生のムール貝を、強火で一気に蒸し上げる。ベルギーでは1人前が1.5kgもあるそう。写真は同店のスモールサイズ(70g)で3,000円。この他、赤ワイン蒸しやトマトやニンニクが入った田舎風など、いろいろな種類がある

## 神田で味わう、修道院ビールとベルギー郷土料理

レポート◎山根和明(広報委員会)



柔らかな光が差し込む落ち着いた2階席のレストラン。ビールと煮込み料理を、ゆっくりと味わえる雰囲気広がる。1階席はラウンジ(ビアホール)で、3階席は個室になっている



牛ほほ肉のベルギービール煮込み(3,500円)。ベルギービールで約6時間煮込み、さらにシメイを使ったソースでじっくりと仕上げ。ほろりとほどける食感と、深いコクが印象的な一皿

## シャン・ドウ・ソレイユ

東京都千代田区内神田1-10-6  
電話：03-5281-0333  
●営業時間：【ランチ】火～金 11:30～14:00 (L.O.13:30)  
【ディナー】月～土 17:00～22:00 (L.O.21:00)  
●定休日：日曜・祝日(※月曜ランチ休)  
●席数：1階 32席/2階 24席/  
3階 個室2室(6～8名、8～14名)



## ベルギーはビールの王国

神田駅西口から徒歩5、6分。赤レンガの壁に小さなランプが灯る瀟洒な建物がある。三連の半円窓には優美なレースのカーテンがのぞき、ページュのオーニングには「Champ de Soleil」と記されている。シャン・ドウ・ソレイユ。ベルギー語で太陽の広場。ここは、東京でも珍しいベルギー料理専門店である。出迎えてくれたのは、白衣姿のオーナーシェフ、原田延彰さんだ。穏やかな笑顔の奥に、30年以上この場所でひとつの料理文化を伝え続けてきた料理人の時間が滲む。原田さんが料理の世界に入ったのは18歳。日本でフランス料理の基礎を学び、次は本場へと渡るつもりだった。しかし当時、フランスのビザは下りなかった。代わりに縁があったのが、隣国ベルギーの首都ブリュッセルだった。「美食の国と言われるフランスの隣に、三つ星レストランが3つもある小さな街があると聞いて、興味を持ったんです」。21歳から23歳までの3年間、原田さんはブリュッセルで厨房に立った。そこで出会ったのが、ベルギーの家庭料理だった。派手さはないが、歴史と個性があり、日常に根ざした料理。我々にも馴染み深いフライドポテトは、ベルギーが発祥なのだという。そして何より印象的だっ

たのが、ワインではなくビールで煮込み、ソースをつくる文化だった。「ベルギーはビールで煮る国。フランスがワインなら、こっちはビール」。苦味や酸味のあるビールを玉ねぎなどの野菜と合わせ、時間をかけて味を整えていく。その発想に、原田さんは強く惹かれた。帰国後、26歳の夏に店を開いた。父の会社が建てたこのビルを、1階から3階まで店として使うという、いま思えば大胆なスタートだった。ベルギーはドイツと並ぶビール王国で、ビールの種類は実に1,000を超える。しかし当時、日本に入ってくるベルギービールは10種類ほど。「ほとんど知られていなかった」。それでもベルギー料理を名乗ったのは、料理人としての直感が、日本でも必ず受け入れられると信じていたからだ。一風変わったビールのデザインも、ベルギーの街角にあるレストランをイメージしたそう。

## 国産のムール貝にこだわる理由

この店を訪れたなら、ぜひ修道院ビールを賞味していただきたい。現在は80種ほどのベルギービールを取り扱っており、見慣れないさまざまな銘柄がメニューに並ぶ。まずは代表的なブランドのひとつ「シメイ」の「ブルー」をいただく。深い琥珀色の液体に泡が静かに乗る。「アルコール度数が9度ありますから、ゆっくり飲んでください」とオーナーシェフ。修道院ビールは、ベルギーを中心に、修道院の管理下で造られるビールのことを指す。中世ヨーロッパでは水質が不安定だったため、煮沸工程を伴うビールは水より安全な飲み物とされ、修道士たちの生活を支えてきた。修道院ビールの中でも、とりわけ厳格な基準を満たしたもののだけが「トラピスト」の名を名乗ることを許されている。現在、世界で正式にトラピストビールを醸造している修道院は十数か所のみで、その多くが今もベルギーに残されている。高いアルコール度数と、熟成によって生まれる深いコクと香りが特徴で、嗜好品であると同時に、信仰と労働の歴史を映す飲む文化遺産でもある。「シメイ」は、その真正正銘のトラピストビールだ。グラスを傾けると、甘みとコクがゆっくり広がる。日本の喉越しとは違う時間が流れ始める。看板料理の一つが、ムール貝の白ワイン蒸し。殻の黒さが艶を帯び、湯気の中に磯の香りがほのかに立つ。同店で用いられるのは三陸のリアス式海岸で育まれた生のムール貝。ムール貝というと、輸入ものというイメージが強いが、生きたまま火にかけたほうが食感も食味も断然違うという。原田さんは毎日、岩手県山田町から生きた貝を取り寄せている。届いた貝を、強火で一気に蒸し上げるのが身上だ。そ



修道院ビール「シメイブルー」(1,650円)。トラピスト修道院で造られる伝統の一杯。高いアルコール度数と熟成感のある味わいは、煮込み料理との相性も抜群だ



赤レンガの壁に半円窓が並び、ベルギーの街角を思わせる佇まい。神田の路地に静かに溶け込んでいる



オーナーシェフの原田延彰さん。30年以上にわたり、ベルギーの郷土料理とビール文化を東京で伝えてきた料理人

うすることで、貝の旨味がブリッとした身に閉じ込められる。食べ方にはちょっとしたコツがある。空いた貝殻をハサミのように持ち、ムール貝の身を取り出す。「こうするとピンセットになるんです」と原田さん。さらに「スプーンは殻を割ってスプーン代わりに」。料理は味だけでなく、食べ方まで含めて文化なのだ教えてくれる。これがまた、ベルギービールによく合うこと。

## 煮込み料理に欠かせないベルギービール

もう一つ欠かせないのが、牛ほほ肉のベルギービール煮込み。ベルギービールで約6時間煮込んだ牛ほほ肉を、煮汁とともに玉ねぎ、フォンドボー、シメイで作ったソースと合わせて真空調理し、さらに3時間ほど火を入れて、シメイの香りを芯まで含ませて仕上げる。ナイフを入れるとほろりとほどけるのに、形は崩れない。口に含むと、肉の旨味の奥から玉ねぎの甘みが立ち上がる。「ビールには独特の苦味や酸味がありますが、玉ねぎなどの野菜と合わせることで苦味や酸味が薄まり、味に奥行きが出るんです」。原田さんの言葉が、皿の上でそのまま伝わってくる。デザートには、ベルギーワッフル。自家製バニラアイスにチョコレートソースを添えた一皿は、家庭菓子として親しまれてきた味を、丁寧に引き上げたものだ。ベルギー大使館に呼ばれ、料理を振る舞う機会が増える中で、そこで出会う要人たちからもいろいろなアドバイスを受けたという。このブリュッセル風ワッフルはゴディバの社長からも高評価をいただいたそう。チョコレート大國ベルギーの余韻が、静かに締めくくる。「ベルギー料理を看板にするなら、現地で学んだ郷土料理の味をきちんと再現したいと思っていました」と原田さんは語る。自由なアレンジよりも、向こうで食べ続けてきた家庭の味を、きちんと伝えること。その姿勢を30年以上貫いてきた結果、気が付けば原田さんは、東京にとどまらず、日本でベルギー料理を語るうえで欠かせない存在になっていた。ベルギービールの普及に尽力してきた歩みは、ベルギービール協会から名誉騎士の称号を授かることにもつながった。それでもオーナーシェフは、特別なことを語らない。「好きだから、続けていきたいだけなんです」と、静かに言う。内神田の一角で、今日もビールで煮る音が、変わらずに響いている。



ブリュッセル風ワッフル(1,200円)。自家製バニラアイスとチョコレートソースを添えた定番デザート。家庭菓子として親しまれてきた味を、丁寧に引き上げている

# 【景況感に関するアンケート（12月期）・調査結果】

## ～「業況良い」が上昇するも、業種により 明暗～

全法連は「景況感に関するアンケート（12月期）」を実施し、会員企業の業況や人手不足対応などに関する調査を行った。調査は12月12日～12月21日に法人会アンケート調査システムを活用して行われ、1,762名から回答を得た。

景況感アンケートは会員企業の業況等について毎年6月と12月に実施しており、今回

の調査では前回（令和7年6月調査）比で「業況が良い」とする回答が、2.2%増加して23.9%となった。建設業が33.8%（前回比+7.3%）と大きく上向き、卸売業・小売業も20.2%（前回比+4.5%）と回復傾向にある。前回調査で落ち込んだ宿泊業・飲食サービス業は28.6%（前回比+2.6%）と持ち直したが、製造業は19.7%（前回比▲0.4%）

と横ばい、運輸業は15.4%（前回比▲2.9%）と低下が続くなど、二極化が鮮明になった。

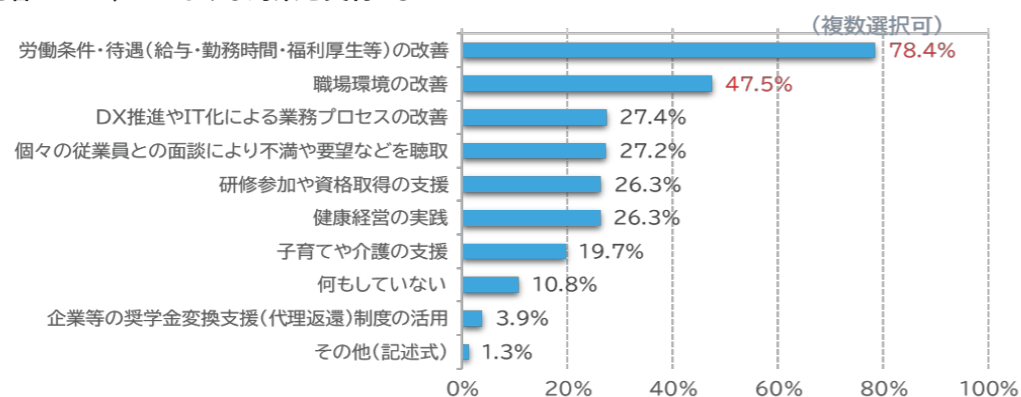
雇用状況については54.8%（前回比▲0.1%）が「人手不足」と回答。業種別にみると、特に構造的な担い手不足が背景にある建設業（76.0%、前回比+4.1%）と運輸業（73.8%、前回比+1.9%）が深刻な一方で、宿泊業・飲食サービス業（71.4%、前回比▲2.6%）ではやや緩和しており、同じ人手不足でも業種ごとに背景が異なるようだ。このように依然として人手不足が続く中、8割弱が「労働条件・待遇」、5割弱が「職場環境」の改善を実施しているほか、各企業とも自社の課題と向き合いながら「業務プロセスの改善」「従業員との個別面談」などの対策にも取り組んでいる。

また、交付枚数が1億枚を突破したマイナ

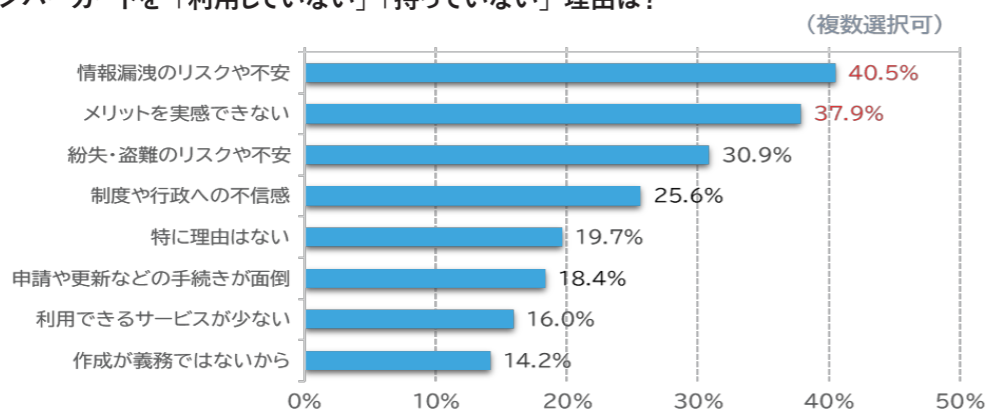
ナンバーカードの利用状況についても調査したところ、利用者の9割以上がマイナ保険証として活用しており、コンビニでの証明書取得や身分証明書としての活用も広がっていることが明らかになった。一方で、「情報漏洩・盗難・紛失のリスクや不安」「メリットを実感できない」などを理由に4人に1人が「利用していない」「持っていない」と回答しており、より一層のマイナカード普及・活用には解決すべき課題がありそうだ。

今回の調査結果に、一橋大学大学院経営管理研究科の安田行宏教授は「労働人口の減少が進む中、マイナカードの活用は単なる行政コストの削減策としてだけでなく、円滑な行政サービスを維持するためにも着実にデジタル化を進めていく必要がある」と話している。

### Q. 人材定着のため、どのような対策を実行しましたか？



### Q. マイナンバーカードを「利用していない」「持っていない」理由は？



法人会アンケート調査システムでは、アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で20名様に地域名産品等を進呈する「プレゼント企画」を実施しています！  
右の QR コードから5分程度で登録が可能ですので、積極的にご登録いただきますようお願いします。



ト財務長官、スージー・ワイルズ大統領首席補佐官がそれぞれ位置する対立構図である。大統領自身は、自ら後継者と名指したバンス氏がいる上に長男(通称“ドン”)も属する前者に強い親和性を抱いている。ところが、ロシアによるウクライナ軍事侵攻、中東パレスチナ自治区のガザを巡るイスラエル・ハマス紛争以降は、米中貿易交渉に始まった世界を相手にした関税紛争からアフリカ中部のコンゴとウガンダの紛争、ベネズエラ軍事攻撃によるニコラス・マドゥロ大統領連行、北極圏安全保障の観点からデンマーク自治領グリーンランド領有主張まで、トランプ氏自身が事実上、引き起こした国際情勢の激変で本人の考えに変化があったというのである。すなわち同氏は現在、中間選挙に向けて最も重要な政治イベントは4月に予定される中国国賓訪問であり、習近平国家主席との米中首脳会談が当面の結節点であると自覚し、自身の立ち位置を後者にシフトしたと齋藤氏は言う。前者のミラー氏は「力の支配」の絶対的な信奉者だ。一方、ルビオ、ベッセント両氏は対中強硬派でありながら、グローバルな視点から損得勘定をする。退路を断ってまで習近平・中国を追い詰めることはしない。ここが第51回衆院選で「自民党圧勝」を引き寄せた高市早苗首相の、まさに最大の課題となる。なぜか。総選挙後の国会日程は、以下の通り。2月18日に首班指名・組閣の特別国会開会→19日：副大臣、政務官人事→20日：政府4演説→25～26日：衆院代表質問→26～27日：参院代表質問→3月2～19日：衆院予算委員会。<ここで年度内成立が難しいため、いったん中断>3月23～27日：衆参院各委員会→3月30日：衆院予算委員会、本会議(暫定予算、日切れ法案)→31日：参院予算委員会、本会議(暫定予算、日切れ法案)→4月1日：衆院予算委員会再開。これで判るように、高市首相が訪米・日米首脳会談に臨むのが3月19日がピンポイントで決定した。その頃までにトランプ氏が心変わりして再び前者に与することになれば、高市氏は対中トコトン強硬派の戦略に呼応した中国政策を組成しなければならなくなる。それは、日本が今後不幸な道を歩んで行くことを意味する。我が国の先行きはトランプ氏次第ということになる。

(2026年2月5日、神保町のオフィスにて)

歳川 隆雄 (としかわ たかお)

1947年東京生まれ  
上智大学英文科中退。  
現在は情報誌「インサイドライン」編集長。  
TV、ラジオ、雑誌等で活躍中の気鋭のジャーナリスト。当会会員。



今、米ホワイトハウス(WH)内でドナルド・トランプ大統領(79歳)の「高齢化」を表立って口外することは絶対に許されない。同大統領の健康問題そのものが、まさに「機密扱い」である。WH関係者がひそひそ話で漏らすその一例が、トランプ流の強権的な「不法移民」強制排除がもたらした国家分断のエスカレーション。昨年12月来、米中西部ミネソタ州のミネアポリス近郊で発生した正規の滞在許可を持たない移民の大規模な摘発をめぐり、州兵派遣に続いて移民税関捜査局(ICE)の捜査官が投入された。彼らは重火器こそ未装備だがマスクで顔を覆い、防弾チョッキを着用して腰には小銃を収めたホルスター、そして手に催涙スプレーと鉄棒入り警棒を持つ武装部隊である。強制連行された移民の家族や抗議運動に参加した無防備な市民を実力行使で排除する中で、年明け早々市民2人がICE捜査官に射殺された。その瞬間がニュース映像を通じてSNSで拡散し、その想像を絶する無差別且つ暴力的な鎮圧作戦に対する全米からの批判がWHに集中する。そしてトランプ氏はそうした批判に晒されると怒髪天を衝くばかりの怒りを表す。ウクライナ和平交渉がテーマに設定されたWHでの定例記者会見でミネアポリス問題に質問が及ぶと、トランプ氏は直ぐにブチ切れる。日頃から敵視されるCNNやニューヨーク・タイムズの女性記者は大統領から性差別用語や卑猥なスラングで逆に反撃される。この攻防を米PBS(公共放送)は生放送している。広報やイメージアップ担当官は泣き面にハチの毎日だろう。

次は、政策を巡るWH内における二大勢力の角逐である。物価高に対する具体策を講じていないことが主要因であるが、年初からトランプ氏支持率の下落に歯止めがかからない。現在の米連邦議会は上下院ともに共和党が多数派である。しかし、11月の米中間選挙で下院は民主党が多数派に返り咲くとの見方が支配的だ。そうすると、一気にトランプ大統領のレームダック化が進むのは不可避。換言すると、先の二大勢力による「ポストトランプ」を巡る対立構図が急浮上する。筆者は2月初旬、来日したワシントンの金融アナリストで『世界秩序が変わるとき—新自由主義からのゲームチェンジ』の著者、齋藤ジン氏から酒食を交えて長時間話を聞く機会を得た。齋藤氏との会食懇談はオフレコが常道であるが、同氏が講演でこのテーマに言及されたこともあってご寛容いただく。トランプ氏を頂点とする権力三角形両底辺の一方にJ・D・バンス副大統領、ドナルド・トランプJr、スティーブン・ミラー大統領次席補佐官(政策担当)、もう一方にマルコ・ルビオ国務長官、スコット・ベッセン

税理士からの  
アドバイス

vol.119

使用人に対する決算賞与の取扱い

鈴木 涼介 税理士

鈴木涼介税理士事務所  
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-9-3  
喜助神田西口ビル403号室  
TEL. 03-6260-8961  
FAX. 03-6260-8962

Q. 当社は3月決算法人ですが、当期は従業員の頑張りにより、当初の計画よりも利益がでる見込みです。そのため、従業員への還元として、通常の益暮れ賞与とは別に、決算賞与を支給して、当期の損金(費用)にしたいと考えています。この場合、税務上、注意すべきことはありますか?



A. 決算日までに決算賞与を支給する場合は、当期の損金の額に算入できますが、決算日後に決算賞与を支給する場合は、一定の要件を満たさないと当期の損金の額に算入することはできません。

1 就業規則などに基づく賞与の取扱い

使用人に対する賞与は、その賞与がどのような位置付けのもので、損金の額に算入される時期(損金算入時期)が異なります。

毎年、益暮れに支給する賞与は、通常、労働協約又は就業規則により支給時期が定められているのが一般的です。このような労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与は、その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度に損金の額に算入されます(法令72の3一)。なお、この場合の「賞与」とは、使用人にその支給額の通知がされているもので、かつ、その支給予定日又はその通知をした日の属する事業年度においてその支給額につき損金経理をしているものに限られます。

2 決算賞与の取扱い

決算賞与は、通常、労働協約又は就業規則に支給時期が定められている賞与(上記1の賞与)には該当しないと考えられます。そのため、決算賞与の損金算入時期を考える上では、それを「いつ支給するか」が重要になります。決算賞与の支給パターンとしては、2種類が考えられます。1つ目が決算日までに支給する場合で、2つ目が決算日後に支給する場合です。それぞれの損金算入時期は以下のとおりとなります。

(1) 決算日までに支給する場合

使用人に対する賞与(上記1の賞与を除きます。以下(2)も同様です。)は、原則として、その賞与が支払われた日の属する事業年度に損金の額に算入されます(法令72の3三)。そのため、当期の決算日までに決算賞与を支給する場合は、当期の損金の額に算入できることとなります。

(2) 決算日後に支給する場合

決算賞与を決算日後に支給する場合は、上記(1)の原則の取扱いからすると、翌期の損金の額に算入されることとなりますが、次に掲げる要件の全てを満たす賞与の場合には、使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度で損金の額に算入されます(法令72の3二)。

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。
- ② ①の通知をした金額をその通知をした全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること。
- ③ その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

したがって、上記①から③までの要件を満たすことができれば、決算日後に支給する場合であっても、当期の損金の額に算入することができます。

3 決算賞与を決算日後に支給する場合の留意事項

決算賞与を決算日後に支給する場合において、支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、上記2(2)①の「支給額の通知」には該当しませんので注意が必要です(法基通9-2-43)。

また、法人が、その使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者(雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除きます。)とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに、上記2(2)①の「支給額の通知を行ったかどうか」を判定することができます(法基通9-2-44)。



# INFORMATION

## 令和8年度 税法実務研修会 開催予定表

開催日	テーマ
令和8年4月27日(月)	法人税の基礎知識・法人の益金
令和8年5月26日(火)	法人の損金①(役員給与等)
令和8年6月23日(火)	法人の損金②(交際費・寄附金・海外渡航費等)
令和8年7月23日(木)	法人の損金③(租税公課・保険料・損害賠償金等)
令和8年8月24日(月)	法人の損金④(減価償却費・修繕費・特別償却費等)
令和8年9月17日(木)	法人の損金⑤(繰延資産・引当金・租税公課等)
令和8年10月19日(月)	法人税の税額計算・特別控除等

開催時間：午後2時～4時

会場：神田法人会2階セミナールーム

※テキストは(一財)大蔵財務協会「図解法人税」を使用します。

※日程・テーマは変更が生じる場合がございます。

※詳細な日程や開催方法につきましては、開催1ヶ月前のHP並びに広報誌に掲載いたしますので、ご確認の上お申し込みください。

### 編集後記

桃の花におう3月。光り輝く3月。3月〇日、今日は〇〇小学校の卒業式。

これは遠い昔、私が小学生の頃、卒業生の方々への「贈る言葉」の冒頭の一文です。今でもこの時期になると何故だか思い出す懐かしい一文です。

弥生3月、春の訪れを感じる季節となりました。

卒業式、転勤や部署異動など、年度終わりの3月は、

いろいろな気持ちや思いが交差する季節ですね。

年度の終わりからなのか、この時期に私は「片付ける」ことに力が入ります。先日、納戸の片付けをしていたら、積まれた箱の中からボタンが1つ出てきました。

誰の?いつの?もしかして制服のボタン?

懐かしさがこみ上げ、心は思い出深い高校時代にタイムスリップ。

体育祭の練習、文化祭の準備、そして私の学校には体育の授業に「グループでの創作ダンス」という課題もあり、放課後の教室や屋上で手足を曲げたり伸ばしたり、皆で四苦八苦。出来上がったダンス、それは思い出だけで恥ずかしいような創作ダンスでした。

そして、悲しさより切なさを感じた「卒業式」。

学び舎からの旅立ちが不安で、式後も友人とずっと教室で語り合い、先生から叱られました。そう、あのボタンは大好きだった先生のジャケットのボタン。制服の第二ボタンの代わりに…と我儘を言って、貰ったボタン。

柔らかな思い出と一緒に、もう一度そっと箱に納めました。

暖かな春の陽射しに背中を押されたら、久しぶりに

母校に行ってみよう。先生は、まだお元気なのかな。

校庭の桜の木、残っているのかな。

昔を懐かしみながら心を整える時間は、私の心に小さな温もりを残してくれました。

なかなか終わらない片付けではありますが、少し立ち止まりながら気持ちを整えていく、この時間も3月ならではの大切な時間のように思えます。

年度末、慌ただしい毎日だと思いますが、新年度を迎えるための準備をされている皆様にとって、穏やかな優しい3月でありますように。

広報委員 黒澤 京子



創業100年葬儀と供花で信頼と実績  
http://www.hakuzen.co.jp

### 最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい?
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は?
- ・火葬だけ行うことはできるのか?
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか?
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが?
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが?
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか?
- ・区民葬でお願いできますか? 区民葬とはどんな葬儀?

### 博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F

☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701

ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります  
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



### 法人会からのご案内

## 企業・商品などのPRに活かしませんか? 会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局  
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

### 広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏面広告は対象外です。

### 御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

### 当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
--------------	-------------

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



## 納税専用定期積金

# KOSAN

# “そなえ”

定期積金の  
店頭表示金利

# +0.05%

上乗せ

ご利用  
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方  
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店  
神保町支店  
秋葉原支店  
飯田橋支店  
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41  
千代田区神田神保町 1-40  
千代田区外神田 4-9-8  
千代田区飯田橋 1-7-10  
千代田区五番町 5

☎3254-3335  
☎3293-4951  
☎3253-6851  
☎3264-4031  
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

## 興産信用金庫

ⓂL/C 「5-785」

法人なかま

三月号(第六〇一号通巻八一号)  
令和八年三月一日発行(毎月一回一日発行)

定価一六五円(税込)

法人会

## 消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13  
TEL. 03-3294-2531 FAX. 03-3294-2500  
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太  
編集人 田中良一